

小田原薬剤師会防災ガイドブック

更新日 令和 5 年 6 月

公益社団法人 小田原薬剤師会

小田原薬剤師会防災ガイドブック作成にあたって

近年、東日本大震災をはじめとする震災、豪雨による洪水や土砂崩れなど、大規模な自然災害が多発しております。記憶に新しいトルコ・シリア大地震では4万3,000人以上のかたが犠牲になっております。大規模災害はいつ起こるか分かりません。そのための準備を平常時から行っていかなくてはなりません。

災害時には、建物の倒壊や火災により傷病者が多数発生することが予想されます。また、医療機関や薬局も被害を受けるため、発災時には通常の医療提供体制は確保できないと思われます。このような状況のなか、会員の皆様は地域にとって重要な医療資源となります。我々自身も被災者となるわけですが傷病者への対応は他地域からの応援が到着するまで我々が頑張らなくてはなりません。私たちは所属する機関（薬局・病院等）の機能回復に努めることはもちろんですが、市町が設置する仮設救護所での医薬品供給業務に従事する等、自治体の医療救護活動を担うことが求められます。

医薬分業率が70%を超えた現在、災害医療は医薬品の専門家である薬剤師の参加がなくては成り立たないといっても過言ではありません。

自治体からの支援要請のもと、薬局からの医薬品の提供の可否、仮設救護所への出動可能な会員の方の人数等、出来るだけ迅速かつ正確に状況を把握することもとても重要となります。

このガイドブックは、会員の皆様の発災時の行動規範になることを目指し作成いたしました。しかし、被害の規模や、情報通信設備の使用の可否等により、災害現場における最適な対応は当然異なってまいります。被災状況に応じ臨機応変に対応するため、このガイドブックをご活用頂ければと思います。

平常時から目を通していただき、発災時の準備にお役立て頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

本ガイドブックを作成にあたり、資料をご提供いただいた平塚市中郡薬剤師会に心より感謝申し上げます。

目次

- ・第1章「災害対策本部設置」
- ・第2章「災害時の会員の行動」
- ・第3章「医薬品提供体制について」
- ・第4章「仮設救護所での活動」
- ・第5章「学校薬剤師としての対応」
- ・第6章「支援活動」

- ・参考資料

- 資料1：災害時連絡先一覧

- 資料2：小田原市関係

- 資料3：箱根町関係

- 資料4：真鶴町関係

- 資料5：湯河原町関係

- 資料6：南足柄市関係

- 資料7：大井町関係

- 資料8：開成町関係

- 資料9：松田町関係

- 資料10：山北町関係

- 資料11：中井町関係

第 1 章『災害対策本部設置』

発災後、会長はすみやかに対策本部を設置し、関係各所と連携し情報収集にあたる。本部長を薬剤師会会長、副本部長を薬剤師会副会長とする。

- ・ 設置基準：震度 5 弱以上・大規模災害発生時
- ・ 災害対策本部の設置場所：小田原薬剤師会事務所（小田原市栄町 2-13-1）
又は小田原市休日夜間急患薬局（小田原市酒匂 2-32-16）
- ・ 災害時優先電話 ①：080-8017-6437
②：080-8017-6438
③：080-8487-8911

委員は状況に応じて、参集可能な者から対策本部に参集する。

1-1 災害対策本部の役割

1. 会員の安否確認、会員薬局の被災状況を収集し、情報発信する。
2. 関連団体と連絡調整し、災害時の活動方針を決める。
3. 各市町との協定「災害時備蓄医薬品拠出」の要請に応じる。
4. 各市町との協定「薬剤師の仮設救護所等への派遣」の要請に応じる。

1-2 災害対策本部の機能

1. 災害対策本部を構成する委員（薬剤師会理事）を招集する。
2. 安否確認システムで会員の安否確認情報を収集し集計する。
会員薬局の被災状況を確認、集計し被災状況を関連団体へ報告する。
神奈川県薬剤師会への情報提供と支援要請を行う。（045-761-3241）
県薬災害時優先電話（080-8017-6455）
3. 関連団体と連絡調整し、薬剤師会の活動方針を決める。
電話、無線機（LINE 検討中）を利用して、行政の災害対策本部と連絡を取る。
委員の数名を行政災害対策本部に派遣し、情報の収集、行政と共に関連団体と連絡調整し災害時の活動方針を決める。
（小田原市より無線機が 1 台貸与。会長が常時管理する。）
4. 災害時備蓄医薬品協力薬局、学校薬剤師及び各避難所担当者と連絡が取れる体制を整える。
5. 協定に基づく医薬品の拠出要請の準備をする。
6. 協定に基づく救護活動の準備をする。
7. 市町の災害対策本部より仮設救護所の設置に関する出動要請が来た場合、出動要請後 3 時間を目処に参集出来るよう準備をする。

8. 医薬品集積所の設置場所、配送ルートを確認する。
9. 状況により神奈川県薬剤師会や近隣の地域薬剤師会および姉妹薬剤師会提携を締結している上田薬剤師会に応援要請をする。
10. 派遣場所及び必要人数は状況により変化していくため、継続的に協議を行い出動員の分担を決める。
11. 市町から協定に基づく「災害時備蓄医薬品拠出」や「救護活動への薬剤師派遣」の要請があれば安否確認システム等を使用し会員へ協力依頼する。協定に基づく出動協力可能な会員のリストを作成する。
12. 会員の活動状況は、医薬品等提供報告書、医療救護活動報告書を使用し、海員からの報告を本部で受けて把握する。
活動中の会員への支援や問題解決にあたる。
13. 救護活動を行った会員からの医療救護活動報告書を取りまとめ、自治体へ報告する。
14. 他地域からの災害ボランティア薬剤師の受付窓口を設置する。
応援が得られたら、活動先の場所と必要人数を把握し各市町へ伝達する。
出動先及び受入施設との調整を行うため薬剤師の出動計画を策定する。
小田原薬剤師会会員の活動は徐々に減らし、時期を見て終了する。
15. 会員から拠出された医薬品等の数量、金額を医薬品等提供報告書で集計し、市町に請求する。
市町からの本部への支給を待ち、各会員薬局へ支払う。
16. ボランティア薬剤師の派遣が終了し仮設救護所が撤収され、各市町の状況を鑑み、これ以上災害対策本部の機能が不要ないと判断された場合、会長はすみやかに対策本部を解散する。
解散後は一部機能を事務局が引き継ぐものとする。

第2章『災害時の会員の行動』

2-1 情報収集

1. 会員は災害発生時にできるだけ積極的に情報（ライフライン・安否確認・店舗の状況・避難先など）を集めて、薬局被災状況報告書、安否確認システム等可能な手段を使用し本会対策本部に報告する。但し、これらの行動は、自分自身や家族の生命、家屋等の安全が確認出来てから行う。
2. 対策本部は集められた情報等をホームページ等に掲載するなど可能な限り情報開示に努める。
3. 会員の安否情報の収集は、各会員からの連絡と並行して、本会本部からも各種

通信機器を使用し集計、確認をする。

2-2 仮設救護所等への出勤時の留意事項

1. 会員は安全に作業できる服装で出勤し、救護所に配置してあるヘルメットを着用する。本会理事は貸与されたビブスを着用する。
2. 通行止め等がされている場合が考えられるので、薬剤師会員証等身分が分かる物を持参する。
3. メモ用紙、筆記具、マスク、食料と水を持参する。

2-3 薬局での活動

会員は安全を確保し薬局の業務継続に努める。災害拠点病院からの処方箋、仮設救護所からの災害処方箋、薬をなくした患者など、来局患者が増える事が想定される。薬局の状況を薬剤師会へ報告し近隣の薬局の状況をみて協力する。仮設救護所が開設された場合は、医薬品の提供・薬剤師の救護活動へ協力を検討する。

1. 自分と患者の安全確保。危険がなければ周囲の負傷者の救助。
2. 従業員の安否確認。
3. 薬局（店舗）の被災状況を確認。
4. 医薬品の入荷状況を確認。
5. 従業員が出勤可能か、薬局業務が継続可能か判断。
6. 薬局被災状況報告書を本会本部へ FAX 等で報告。
7. 被災後も医療機関・救護所からの処方箋が発行される場合は、短時間でも営業を続ける。薬局が一日も早く通常営業体制に戻る体制を整える。
8. 近隣の薬局の状況もみて薬局の復旧に協力する。
9. 薬剤師会からの医薬品の提供要請があれば協力し、提供したら医薬品等提供報告書を本会本部へ送る。
10. 職場や家族等の同意を得た上で、薬剤師会の救護活動に参加する。
参加後、医療救護活動報告書を本会本部へ送る。

第3章『医薬品提供体制について』

3-1 医薬品提供体制

発災直後は自治体での備蓄医薬品を使用する。卸販売業者への発注体制が整い次第行政から発注。

1. 小田原市：備蓄医薬品は市職員が薬局へ出向き引き渡しが行われる。（正規の職

員であるか確認方法を検討中。その際の連絡は Line を検討中。)

2. 備蓄医薬品の無い行政については、薬剤師会または各薬局へ直接要請された医薬品等を会員薬局等より調達することが考えられる。
 - ① 薬局にて医薬品を提供する。
 - ② 薬局は指定の医薬品等提供報告書にて当会へ報告。
 - ③ 当会にて集計し精算を行う。行政へ請求し、後日会員薬局へ支払う。

3-2 仮設救護所での医薬品管理について

1. 救護所内に医薬品の保管場所及び調剤場所を確保し、関係者以外は立ち入れないよう工夫する。
2. 在庫一覧表、同種同効薬一覧表、棚表等を作成して医薬品を調剤し易いよう分類する。調剤場所内のレイアウト、薬品棚の設置について事前に検討しておく。
3. 医薬品ごとに品質劣化・汚染・盗難等の防止策を講じて保管する。鍵のかかる保管庫が必要であれば事前に検討しておく。
4. 調剤場所に調剤用資機材を配置し、衛生の確保と汚染防止に十分留意する。
5. 調剤した医薬品及び補給した医薬品等集計し記録する。
6. 補給が必要な医薬品は、リスト（品名、数量）を作成して補給の手配を行う。
7. 医薬品の保管場所は、1次集積場所と数か所の調剤場所になることもあり、十分な薬剤師を（当番制など）確保する。

3-3 医師・看護師との連携

医薬品及び医薬品の使用に関する適切な情報提供を通して、医師や看護師の活動を支援する。例えば、医薬品の在庫状況の提供、使用可能な同種同効薬の選択提案、おくすり手帳による情報の共有等。

特に、各備蓄薬局より集められた薬剤については、多くのメーカーによる同種同効薬が混在する可能性が高い為、事前に分かり易く在庫管理をする必要がある。

第4章『仮設救護所での活動』

4-1 他団体との連携・医師トリアージの援助

救護所での薬剤師会の活動は超急性期の概ね3日間とされている。負傷者の人数によっては、他団体との連携や医師トリアージチームの参加も想定される。

4-2 調剤及び服薬指導

1. 救護所において、調剤及び服薬指導を行う。

2. 調剤録・薬歴に相当する帳簿として調剤記録シートが在る。調剤・指導内容等はこ
ちらに記録する。
3. 活動日誌の記録。（業務日誌を利用し、日付毎に薬剤師会本部への報告）
4. 医薬品の品質を確保するため、調剤場所の環境衛生・設備に努める。
5. 従事する薬剤師自身の衛生管理および安全管理に留意する。
6. 医薬品は、原則、診察を受けた上で医師が発行する災害時処方指示書に基づいて調
剤し、災害時処方指示書を適切に管理する。
7. 災害時用薬袋は事前に用意する。（チャック袋、薬袋様式等）
8. 災害時用問診票を事前に準備しておき、おくすり手帳は有効な医療情報源となるた
めできるだけ提出してもらう。
9. 小田原市では仮設救護所マニュアル（仮）を作成中。完成後はこれに従って行動す
る。

第5章『学校薬剤師としての対応』

担当する学校が避難所になった場合は、避難所の衛生確保に指導的役割を果たすとともに、授業再開に向けた環境衛生検査の実施等必要な協力をすることが望ましい。トイレや水道、避難所の換気、感染症対策など公衆衛生の管理に取り組む。

第6章『支援活動』

他地域大規模災害時、神奈川県医療対策本部の出勤要請等による薬剤師チームの派遣は、被災地及び出動可能な被災地近郊地域薬剤師会と密に連絡をとり、支援活動を行う。

《参考資料》

資料 1：災害時連絡先一覧

名称	T E L	F A X
一般社団法人 小田原医師会	0465-35-5677	
社団法人 小田原歯科医師会事務局	0465-49-1311	0465-49-1551
社団法人 神奈川県歯科医師会	045-681-2172	045-681-2426
日本赤十字 神奈川支部	045-681-2123	045-681-1120
小田原市休日急患歯科診療所	0465-47-0825	0465-47-0830
小田原市歯科二次診療所	0465-48-6775	0465-48-6776
小田原保健福祉事務所	0465-32-8000 (内 3221)	0465-32-8138
小田原警察署	0465-32-0110	0465-32-0110
小田原市 防災部 防災対策課	0465-33-1884	0465-33-1858
小田原市 福祉健康部 保健センター	0465-47-0828	0465-47-0830
小田原市 消防本部	0465-44-4910	0465-49-2592
箱根町 総務部 総務防災課	0460-85-9561	0460-85-7577
箱根町 消防本部	0460-82-4511	0460-82-4237
真鶴町 総務部 総務課（消防含）	0465-68-1131	0465-68-5119
湯河原町 総務部 地域政策課	0465-63-2111	0465-62-1991
湯河原町 消防本部	0465-60-0119	0465-63-7666
湯河原町保健センター	0465-63-2111	0465-62-7001

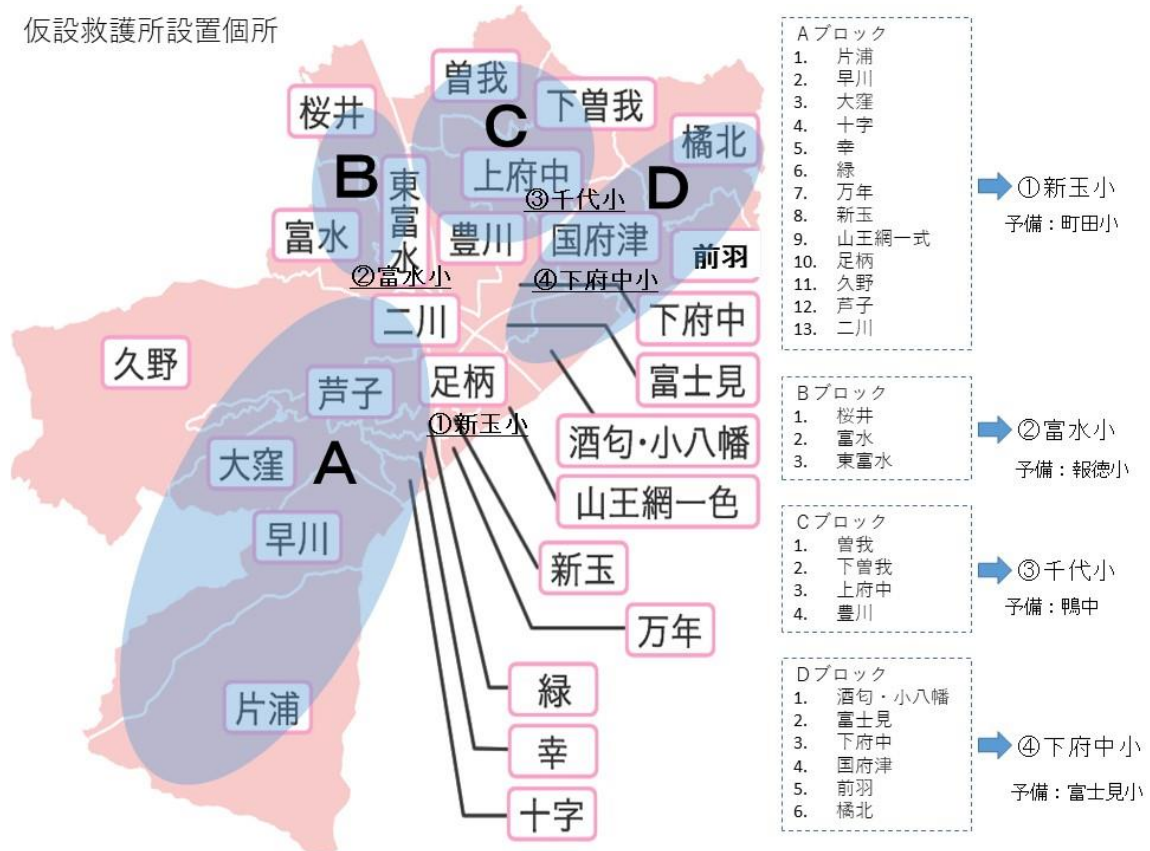
資料 2：小田原市関係

『小田原市仮設救護所について』

仮設救護所は負傷者の状況に応じて必要な場合に市が開設することとなるが、災害医療体制に係る想定地震を神奈川県西部地震（マグニチュード 6.7 死者数：160 人 負傷者数：2,560 人（うち重症者数：110 人）とする。これ以上の地震が起きた場合についてもこのガイドブックに拠ることとするが、多くの会員が被災されていることが予想されるので、市から国や県への災害医療チームの派遣を要請する。

- (1) 広域避難所（仮設救護所）には防災備蓄倉庫があり、避難所として必要な生活必需品や救護に必要な備品等が保管されている。
- (2) 仮設救護所については、負傷者数の状況により必要な個所に市から設置依頼があり、以下の地域内でそれぞれ開設をする予定。
 - ① 川西南部地域（片浦、早川、大窪、十字、幸、緑、万年、新玉、山王網一色、足柄、久野、芦子、二川）
仮設救護所設置広域避難所：新玉小学校（予備：町田小学校）
 - ② 川西北部地域（桜井、富水、東富水）
仮設救護所設置広域避難所：富水小学校（予備：報徳小学校）
 - ③ 川東南部地域（酒匂・小八幡、富士見、下府中、国府津、前羽、橘北）
仮設救護所設置広域避難所：下府中小学校（予備：富士見小学校）
 - ④ 川東北部地域（曾我、下曾我、上府中、豊川）
仮設救護所設置広域避難所：千代小学校（予備：鴨宮中学校）

仮設救護所設置個所



- (1) 市からの要請後、会員からの情報をもとに、対策本部において各エリアの薬剤師を確保し、市へ連絡する。
- (2) 市により他の師会の状況を確認し、参集可能となった時点で再度連絡があるので、各仮設救護所へ身の安全を確保し、移動する。
- (3) 仮設救護所には、薬剤師会の他に医師会、歯科医師会、柔道整復師会、保健師（健康づくり課）及び福祉職員が参集する。設置については救護所に備蓄している資機材（柔道整復師用含む）を用意するので、仮設救護所の開設に協力する。
- (4) 仮設救護所の閉鎖については、市より連絡がある。なるべく早目に通常の営業状態に戻すようにする。

資料 3：箱根町関係

医薬品の抛出

平成 18 年 10 月 17 日に締結された「医薬品等の調達に関する協定書」に基づいて抛出する。

方法等については箱根町と協議中。

資料 4：真鶴町関係

医薬品の抛出

平成 18 年 12 月 1 日に締結された「医薬品等の調達に関する協定書」に基づいて抛出する。

資料 5：湯河原町関係

医薬品の抛出

平成 18 年 9 月 1 日に締結された「医薬品等の調達に関する協定書」に基づいて抛出する。

方法等については湯河原町と協議中

資料 6：南足柄市関係

資料 7：大井町関係

資料 8：開成町関係

資料 9：松田町関係

資料 10：山北町関係

資料 11：中井町関係